

萩市須佐デイサービスセンターやまびこ
指定第1号通所事業（通所型サービス）

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
(2) 法人所在地 山口県萩市大字椿3460-2
(3) 電話番号 (0838) 24-4111
(4) 代表者氏名 理事長 田中 文夫
(5) 設立年月日 平成16年2月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

●主たる事業所

名称：萩市須佐デイサービスセンターやまびこ

所在地：萩市大字弥富下3998番地

●出張所

名称：萩市須佐デイサービスセンターやまびこ 田万川うたたね出張所

所在地：萩市大字上田万2678番地

事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）
利用定員	●主たる事業所 30名（通所介護の定員を含む） ●出張所 10名（通所介護の定員を含む）
指定年月日	平成23年4月1日
介護保険指定番号	山口県指定第3570400329号

(2) 事業の目的

第1号通所事業サービスは、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態に陥らないように予防することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供するように努めるものとする。
- ②当事業所では、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うものとする。
- ③当事業所では、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- ④当事業所は、市町村、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、他の

介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(4) 通常の事業の実施地域

萩市大字弥富下、萩市大字弥富上、萩市大字鈴野川、萩市大字須佐、萩市大字江崎、萩市大字下田万、萩市大字上田万、萩市大字下小川、萩市大字中小川、萩市大字上小川東分、萩市大字上小川西分、阿武町、益田市二条・川登・白上

(5) 営業日及び営業時間

事業の種類	営業日	営業時間・サービス提供時間
通所型サービス	●主たる事業所 月～土曜日 (12/30～1/3を除く)	▼営業時間 午前8時30分～午後5時30分
	●出張所 火～日曜日 (12/30～1/3を除く)	▼サービス提供時間 午前9時15分～午後3時30分

3. 職員体制

当事業所では、利用者に対して第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。但し、居宅サービスにおける通所介護事業及び介護予防通所介護事業とも兼務するものとします。

●主たる事業所(やまびこ)	常勤	非常勤	指定基準
管理者(生活相談員兼務)	1人		1人
生活相談員(うち3名兼務)	3人		1人
看護師	1人	1人	1人
介護職員	7人	1人	4人
機能訓練指導員(看護職員兼務)	1人	1人	1人
●出張所(田万川うたたね)	常勤	非常勤	指定基準
管理者(主たる事業所兼務)	1人		1人
生活相談員(介護職員兼務)	1人		1人
看護師		2人	1人
介護職員(内1名生活相談員兼務)	1人	1人	1人
機能訓練指導員(看護職員兼務)		2人	1人

■職務内容

・管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。

・生活相談員

利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画などを行う。

・看護職員

利用者の看護及び健康管理をおこなう。

・介護職員

利用者の日常生活のサービス及び援助を行う。

・機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 通所型サービスの対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

(平成27年8月以降ご利用者 本人の所得や収入により8割の給付となる場合があります。)

①生活相談

②アクティビティ活動(レクリエーション活動)

③介護サービス(移動や排泄の支援・見守り等のサービス)

④健康状態の確認

⑤機能訓練

⑥入浴サービス

⑦送迎サービス

■利用料金 (令和6年6月1日改正)

自己負担の割合は、厚生労働大臣が定める基準により決まります。

厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じます。

[1月につき]

利用者の区分と サービス利用料金	要支援1 事業対象者	要支援2
利用料金	17,980円	36,210円
自己負担1割	1,798円	3,621円
自己負担2割	3,596円	7,242円
自己負担3割	5,394円	10,863円

■加算に関すること（１月につき）

加算項目	要支援度	利用料金	自己負担 １割	自己負担 ２割	自己負担 ３割
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	要支援１ 事業対象者	８８０円	８８円	１７６円	２６４円
	要支援２	１，７６０円	１７６円	３５２円	５２８円
同一建物内に居住する 者の利用減算	要支援１ 事業対象者	３，７６０円	３７６円	７５２円	１，１２８円
	要支援２	７，５２０円	７５２円	１，５０４円	２，２５６円
介護職員等処遇改善加 算（Ⅰ）	共通	所定単位数 の９．２％		左記×２	左記×３

※送迎を行わない場合の減算（送迎減算）・・・片道につき４７単位を減算

（２）通所型サービスの対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費＋調理費相当）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用及び、調理にかかる費用です。

・料金：昼食１回あたり ５１０円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の実施地域（事業所より半径１５km以内の地域）から超えるものについては別紙送迎料金表のとおり徴収する。

また有料道路等の通行が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

③アクティビティ活動

利用者の希望等によりアクティビティ活動（手芸、創作活動等）に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・支払証明書 １通につき：１１０円（本体価格１００円＋消費税１０円）

・事業団記録持ち出し １枚につき：２２０円（本体価格２００円＋消費税２０円）

・原本持込コピーのみ １枚につき： ２０円（本体価格１９円＋消費税１円）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・オムツ代金	1枚につき：	尿とりパット	17円
		フラット	27円
		紙パンツ	93円
		オムツ	143円

5. 緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかにかかりつけ医または協力医療機関及び、家族、身元引受人等の関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

7. 非常災害時への対応

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設けるとともに、具体的な防災計画を立て、職員および利用者が参加する訓練を定期的を実施いたします。

尚、避難・消火訓練等実施の際には参加協力をお願いする場合があります。

8. 利用料金のお支払方法

毎月20日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払ください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6 2 9 5 7 7 3

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

9. 利用の中止・変更

- (1) 利用の予定日の前に、利用者の希望により、第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申出てください。
- (2) 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止・変更をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食費 510円

10. 禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

1 1. 損害賠償について

- ①利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復する責を負わなければならない。
- ②損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事ができる。

1 2. 個人情報保護について

事業所及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了も同様です。事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1 3. 虐待防止に関する事項

当事業所施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、施設職員に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

1 4. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

1 5. 苦情の受付について

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情の受付窓口

担当者 管理者 富岡 哲治
電 話 （０８３８７）８－２０００

■受付時間

毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30～17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30～17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30～17:15

16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 重要事項説明書の同意について

私は、書面に基づいて職員（ ）から通所型サービスのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

（サービス利用者）

氏 名 _____ 印

（署名代行者）

氏 名 _____ 印